平成２５年（フ）第１３６号
相模原市緑区大島1844番地４
債務者　三浦　貴幸
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１４１号
相模原市中央区宮下本町３丁目37番17号　エステートピア原４　206
債務者　高橋美奈子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１４３号
相模原市中央区相模原４丁目８番15号　東荘201
債務者　伊藤　清一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１４７号
相模原市中央区淵野辺５丁目１番２号
債務者　矢作　利三
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１５３号
相模原市緑区橋本６丁目38番17号　キャッスルマンション橋本107
債務者　高井　　馨
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第１２号
京都府福知山市字田野356番地の２
債務者　中西　敬子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２５年（フ）第２８３号
大阪府高石市取石１丁目13番28号、前住所大阪府高石市取石３丁目12番４号
債務者　ＳＴエンジニアリングこと　瀬恒　征男
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第２９３号
大阪府藤井寺市大井４丁目１番３号
債務者　山下　眞弘
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第３３０号
大阪府藤井寺市野中５丁目11番17―401号
債務者　遠藤　千加
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第３４６号
堺市中区深井東町3136　フルーリ深井506号、住民票上の住所堺市中区深阪2572番地２　ウイスタリア藤305号
債務者　瀬古　千晶（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第３５１号
堺市南区城山台２丁３番27―307号
債務者　黒木　浩司
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第３６０号
堺市南区茶山台２丁３番４―202号
債務者　髙木　史郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第４１０号
堺市北区新金岡町５丁６番106号　村田マンション202号
債務者　岡本恵理こと　岡本　恵理
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第１２７号
茨城県水戸市赤塚２丁目209番地の13
債務者　小沼　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所
平成２５年（フ）第１５０号
茨城県那珂市菅谷6193番地　米屋住宅20号
債務者　安部　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所
平成２５年（フ）第１６０号
茨城県水戸市渡里町2517番地の24　渡里ホームズ112号
債務者　小沼　　翔
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所
平成２５年（フ）第１７２号
茨城県水戸市見川５丁目159番地の３　緑川住宅１号
債務者　小室　絹代
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所